

監査公表第19号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年2月 4日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

第1 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査、出資団体監査）

第2 監査対象

指定管理施設 つくで手作り村

指定管理者 有限会社つくで手作り村

（有限会社つくで手作り村は出資団体に当たることから、併せて出資団体監査を実施したものの。）

所管部課 作手総合支所 地域課

第3 監査に当たった監査委員

原 義弘 山口 洋一

第4 監査の期間

令和3年11月29日～令和4年2月4日

第5 監査の方法

有限会社つくで手作り村の指定管理等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行った。また施設の現地査察を行い、関係法令及び協定書等に沿って適正な施設管理及び事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、指定管理等に係る事務の執行状況、指定管理者の選定経過及び協定書の内容、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象の概要

つくで手作り村は、地域資源を活用した都市との交流、憩いと安らぎの場を提供するとともに、新たな農業経営の展開を目指し地域農林業等の振興を図るため、新城市作手清岳地内に設置された施設である。

また、有限会社つくで手作り村は、①農畜産物等の加工、販売 ②飲食店の経営 ③農林業等の体験事業 ④新城市が委託する施設の管理運営業務 ⑤農業 ⑥前各号に付帯する一切の事業を営むことを目的に設立された団体であり、現在

の役員は取締役2名、株主は10名で、新城市は発行株式84株のうち21株(出資金額1,050,000円)を有している。

2 監査対象事業について

有限会社つくで手作り村の指定管理事業

指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理料 令和2年度 6,800,000円

令和3年度 (6,800,000円のうち令和3年4月1日
～令和3年9月30日間の支出分)

指定管理の業務内容

- ① 施設及び附属設備の維持管理業務に関すること。
- ② 施設の利用許可に関すること。
- ③ 道の駅施設の駅長業務に関すること。
- ④ 上記に付随する業務に関すること。

3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び協定書等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、引き続き当該施設の経営成績及び財政状態の把握に努め、適切な指導監督に当たられるよう望むものである。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【つくで手作り村】

意見

- 1 施設・設備等の点検記録の作成・保管が十分にされていなかった。日常・定期点検等の実施記録を残し、施設・設備等の性能・機能保持に努められたい。

【作手総合支所地域課】

意見

- 1 市が算出した指定管理料の基礎金額と、指定管理者の支出した事業費と乖離する項目が見受けられた。
費用負担の考え方等について再度検証されたい。
- 2 資産台帳の整備に努められたい。
- 3 施設備品等の管理において、基本協定書の別紙に掲げる備品等一覧と整合のとれないものが見受けられた。
異動状況を加味した最新のものを備え付けられたい。また1年に1回程度は備品の確認をされたい。

4 つくで手作り村の運営面の把握に努め、連携のとれる体制を構築し、適切な指導監督に当たられるよう努められたい。